2　河川環境の保全・再生

この施策では、湿原への土砂・水の供給を適正にするために、河川環境を再生します。また、湿原と一体化した豊かな河川生態系の保全と景観の復元を図ります。

(1) 現況と課題

これまでに釧路川では、蛇行した河川を直線化するなどの河川改修が実施され（**図 5-6**）、河川の氾濫が減少するとともに、地下水位を低下させて新たな土地の利用が可能となるなど、流域の土地利用は進みました。
一方で、治水・利水重視の河川の整備は、河川の持つ多様な機能を低下させ、周辺の環境を巻き込みつつ河川環境に以下のような大きな変化を及ぼしました。

- 淵や瀬、中州の減少などによる生物の生息環境の単純化
- 河床や氾濫原の攪乱頻度の変化に伴う生物の生息環境の変化
- 地下水位の低下に伴う周辺の土地の乾燥化などの植生の変化
- 河川の掃流力の変化などに伴う流入土砂・栄養塩の増加

釧路川本川は、戦前から 1960 年頃にかけて直線化が進んでいます。
　下流部から順に直線水路がつくられていることが分かります。

図 5-6. 釧路川流域河道変遷図(大正、現在比較)

(2) 本施策において達成すべき目標

以下の４つの目標ごとに具体的な施策を展開します。

① 良好な環境を有している河川が維持されるように保全します。

② 湿原への負荷を軽減し、河川の生態系を保全するために、河川本来のダイナミズム（自然の川の攪乱・更新システム）を回復・復元します。

③ 河川生態系を代表する野生生物を保全するために、河畔林・氾濫原、淵・瀬など多様な環境を復元・修復します。

④ 生物の移動の阻害を解消するために、河川の上流から下流に至る連続性（縦断的連続性）や河岸から河道に至る連続性（横断的連続性）を保ちます。

(3) 手法

①良好な環境を有している河川の保全

- ◆ 現存する自然蛇行河川と氾濫原の保全策を構築する
- ◆ 河川の健全性の評価方法と目標を設定し、保全計画を立案する

②河川本来のダイナミズムの回復・復元

- ◆ 蛇行した河川形状を復元する
- ◆ 川の自然状態の氾濫状況を復元する →1 湿原再生・4 水循環再生と連携

③河畔林など多様な環境の復元・修復

- ◆ 河畔林の復元・修復を進める
- ◆ 河道の変化を許容できるように河川周辺に余裕を持たせる

④河川の連続性の復元・修復

- ◆ 魚道の設置やダムのスリット化などによって、移動の阻害を解消する
- ◆ 護岸の改良や流路変動を許容する管理によって、氾濫原と河川の間の連続性を確保する

(4) 成果の評価基準

A. 流域全体での評価基準

- ◆ 良好な環境を有している河川の総延長の増加
- ◆ 河畔林や氾濫原の面積・分布・冠水頻度分布
- ◆ 河川指標種・希少種の個体数・分布面積の安定化、絶滅確率の減少
- ◆ 湿原への土砂・栄養塩の流入量の減少（施策５と対応）

B. 手法の実施結果の評価基準

- ◆ 氾濫面積、冠水頻度、地下水位動態（目標となるモデルとの比較）
- ◆ 水理諸量（河川の形状、流速、水深など）や底質などの物理環境の復元状況（目標となるモデルとの比較）
- ◆ 河川指標種・希少種の個体数・分布面積の安定化、絶滅確率の減少
- ◆ 移動性通過魚類（サケマス類）の分布・採餌環境の量
- ◆ 下流部に位置する湿原への土砂流入の減少

3-1. 5年目の施策の振り返りについて

・釧路湿原自然再生全体構想が2005年（平成17年）3月に策定され、今年3月で5年が経過しました。
・自然再生事業を効率的、順応的に実施していくため、全体構想の中で、各施策の達成状況は５年ごとに点検し、１０年ごとにそれに基づき施策と評価方法を見直すことが掲げられています。

【目指すべき姿】＝再生に携わる人が共有できる将来像、夢

○シマフクロウ・イトウなどの生き物が暮らし、人々に恵みを持続的にもたらしてくれる湿原
○ラムサール条約登録前のような湿原環境

【目標】＝流域全体としての到達すべき３つの目標

1. 湿原生態系の質的量的な回復（生物環境）
2. 湿原生態系を維持する循環の再生（物理・化学環境）
3. 湿原生態系と持続的に関われる社会づくり（社会・経済環境）

【施策】＝各目標を達成するための６分野における具体策

1. 湿原生態系と希少野生生物生息環境の保全・再生
3. 湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生
2. 河川環境の保全・再生
4. 水循環・物質循環の再生
5. 湿原・河川・湖沼への土砂流入の防止
6. 持続的な利用と環境教育の促進

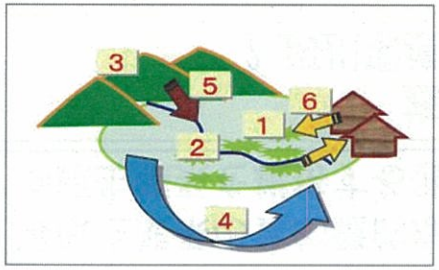

湿原植生の復元、生息環境の保全、外来種の除去など

森林の回復・復元、生態系に配慮した施業の実施など

蛇行河道の復元、氾濫原の回復、連続性の確保など

地下水位の保全・復元、流入水の水質の修復など

生産源での流出の抑制、湿原への流入量の軽減など

環境教育の充実、再生への市民参加の促進、利用ルールづくりなど

【評価基準】＝各施策が達成されたかどうかを評価するための基準

湿原面積、希少種の個体数、外来種の分布面積など

森林面積、樹木サイズ、森林性動植物の種数など

河川形状・冠水頻度の多様性、河川性動植物の種数など

地下水位、栄養塩負荷量など

流砂量、土砂堆積量など

指導者数、行事数、利用による負荷、地域の自然や産業への理解量など

目標、施策、評価基準の関係と区分方法について（全体構想より）

湿原再生小委員会

森林再生小委員会

旧川復元小委員会

水循環小委員会

土砂流入小委員会

再生普及小委員会

3-1. 5年目の施策の振り返りについて

・全体構想の「評価基準」に基づき「施策」の達成状況を評価・点検します。

釧路湿原自然再生全体構想 策定 2005年（平成17年）3月

【 目 標 】

1. 湿原生態系の質的量的な回復（生物環境）
2. 湿原生態系を維持する循環の再生（物理・化学環境）

【 施 策 】

2. 河川環境の保全・再生

蛇行河道の復元、氾濫原の回復、連続性の確保 など

【 評 価 基 準 】

（施策が達成されたかどうかを評価するための基準）
河川形状・冠水頻度の多様性、河川性動植物の種数など

茅沼地区旧川復元実施計画 策定 2006年（平成18年）8月

施策の実施

2010年（平成22年）
[5年経過]

各施策の達成状況は、5年ごとに点検し、10年ごとにそれに基づき施策と評価方法を見直す。
（釧路湿原自然再生全体構想より）

施策の振り返り方法の提案
（第15回自然再生協議会 2009年（平成21年）1月20日実施）

・各施策の振り返りは、６つの小委員会がそれぞれ独自にプランを立てて実施する。
・各施策の振り返りに加え、全体構想そのものについても必要に応じて評価、検討する。
・各施策の振り返り及び全体構想の評価、検討結果は、次回の協議会で報告し議論する。

施策の達成状況の振り返り

施策の振り返りの実施

【評価基準】に基づき【施策】の達成状況を評価

振り返り状況の報告
（第13回 旧川復元小委員会）